

〇〇区自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、〇〇区内とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行なうことにより、風水害や地震その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害危険箇所等の把握及び一時避難所の指定に関すること。
- (3) 防災訓練の実施・参加に関すること。
- (4) 風水害等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、災害時要援護者対策及び給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 他組織との連携に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 会長 | 1名（区長をもってあてる） |
| (2) 副会長 | 1名（公民分館長をもってあてる） |
| (3) 会計 | 1名（区の会計をもってあてる） |
| (4) 監査役 | 若干名（区の監査役をもってあてる） |
| (5) 班長 | 若干名（区の班長をもってあてる） |

2 各役員は、それぞれのあて職の任期とする。ただし、再任することができる。

(総会・会議)

第7条 本会の総会・役員会は、区の総会・役員会と兼ねる。

(活動班)

第8条 本会に必要な応じ次の活動班をおくことができる。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 搬出・救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食・給水班

2 活動班設置の場合、婦人会、老人会、消防団、消防団OBの協力のもと設置する。

(会計)

第9条 本会の歳入、歳出の会計は、区の会計に含まれる。

付 則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。